（食品表示調整室及び米穀流通・食品表示監視室並びに監視専門官、監視特別専門官、消費生活専門官、食育推進専門官及び食育推進指導官）

第十七条　消費者行政・食育課に、食品表示調整室及び米穀流通・食品表示監視室並びに監視専門官九人、監視特別専門官一人、消費生活専門官一人、食育推進専門官一人及び食育推進指導官一人を置く。

2　食品表示調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農林水産省の所掌事務に係る物資の表示に関する事務の総括に関すること。

二　食品表示基準及び飲食料品以外の農林物資の品質に関する表示の基準に関すること（これらの基準の策定に関することを除く。）。

三　食品の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する事務の総括に関すること。

3　食品表示調整室に、室長を置く。

4　米穀流通・食品表示監視室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　米穀及び米穀を原材料とする飲食料品（料理を含む。第百六十二条第四号、第百七十六条第三号、第二百九十一条第四号及び第三百七条第三号において同じ。）の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関すること。

四　米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項に関すること（当該遵守事項の策定に関することを除く。）。

五　農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）の規定による農産物の検査（以下「農産物検査」という。）の適正かつ確実な実施を確保するための措置に関すること。

六　（略）

（食品表示・規格監視室及び米穀流通監視室並びに表示適正化専門官、監視専門官、米穀監視専門官、米穀監視特別専門官、消費生活専門官、食育推進専門官及び食育推進指導官）

第十七条　消費者行政・食育課に、食品表示・規格監視室及び米穀流通監視室並びに表示適正化専門官一人、監視専門官三人、米穀監視専門官五人、米穀監視特別専門官一人、消費生活専門官一人、食育推進専門官一人及び食育推進指導官一人を置く。

（新設）

2　食品表示・規格監視室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

（新設）

（削る）

（削る）

5　米穀流通・食品表示監視室に、室長を置く。

（削る）

6　監視専門官は、命を受けて、第四項各号に掲げる事務に関する専門の事項についての検査及び指導に関する事務を行う。

（削る）

7　監視特別専門官は、命を受けて、前項の事務を行い、並びに第四項各号に掲げる事務に関する専門の事項のうち特に重要なものについての検査及び指導に関する事務を行う。

8～10　（略）

（食料産業調査官、管理官及び総務・会計専門官）

第二十三条　総務課に、食料産業調査官、管理官及び総務・会計専門官それぞれ一人を置く。

2　（略）

（削る）

3・4　（略）

3　食品表示・規格監視室に、室長を置く。

4　米穀流通監視室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　米穀及び米穀を原材料とする飲食料品（料理を含む。第百六十二条第四号、第百七十七条第一号、第二百九十一条第四号及び第三百八条第一号において同じ。）の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関すること。

二　米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項に関すること（当該遵守事項の策定に関することを除く。）。

三　農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）の規定による農産物の検査（以下「農産物検査」という。）の適正かつ確実な実施を確保するための措置に関すること。

5　米穀流通監視室に、室長を置く。

6　表示適正化専門官は、第二項各号に掲げる事務に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

7　監視専門官は、命を受けて、第二項各号に掲げる事務に関する専門の事項についての検査及び指導に関する事務を行う。

8　米穀監視専門官は、命を受けて、第四項各号に掲げる事務に関する専門の事項についての検査及び指導に関する事務を行う。

9　米穀監視特別専門官は、命を受けて、前項の事務を行い、並びに第四項各号に掲げる事務に関する専門の事項のうち特に重要なものについての検査及び指導に関する事務を行う。

10～12　（略）

（食料産業調査官、企画官、管理官及び総務・会計専門官）

第二十三条　総務課に、食料産業調査官、企画官、管理官及び総務・会計専門官それぞれ一人を置く。

2　（略）

3　企画官は、総務課の所掌事務に関し調整を要する事項のうち食料産業局長が指定する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

4・5　（略）